

看護師による特定行為実施について

当院では、厚生労働省の「特定行為に係る看護師の研修制度」により、研修を修了した看護師がおり、「特定認定看護師」と呼んでいます。

特定認定看護師は、これまで医師が行っていた行為、たとえば脱水時の点滴や呼吸器の設定の変更など（これらを特定行為といいます）を手順書（医師の指示）にしたがって実施しています。

特定行為を実施する看護師は、高度かつ専門的な知識及び技能を持っており、研修を修了した特定行為について、医師が不在の時でも、安全かつ迅速に患者さんに対応することができ、患者さんにより安心できる医療が提供できます。

- 特定認定看護師が特定行為を行う際には、安全に十分に配慮して行います。
- 特定行為を受けたくない場合は、主治医または看護師までお申し出下さい。特定行為実施に同意されない場合でも、それを理由に治療および看護上で患者さんが不利益を被ることはありません。
- 特定行為に関することで、心配事や相談事が生じた場合、主治医や看護師以外にでも病院内に相談できる窓口があります。

相談窓口 場所：患者相談室 A棟 1階
時間：月曜日～金曜日 9時～17時

特定認定看護師が 特定行為を実施しています

当院では、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」により養成された特定認定看護師が、手順書（医師の指示）に従い、認められた特定行為を行っています。

当院で実施している特定行為は以下の通りです 2022年6月1日現在

- 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
- 侵襲的陽圧換気の設定の変更 ● 非侵襲的陽圧換気の設定の変更
- 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
- 人工呼吸器からの離脱 ● 気管カニューレの交換 ● 中心静脈カテーテルの抜去
- 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
- 創傷に対する陰圧閉鎖療法 ● 創部ドレーンの抜去
- 直接動脈穿刺法による採血 ● 橈骨動脈ライン確保
- 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 ● 脱水症状に対する輸液による補正
- 感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与
- 持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
- 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
- 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
- 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
- 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
- 抗けいれん剤の臨時の投与 ● 抗精神病薬の臨時の投与 ● 抗不安薬の臨時の投与

特定行為に関する相談窓口 「患者相談室」A棟 1階 月曜日～金曜日 9:00～17:00